

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぱう

平成25年  
(2013年) 10月25日

第1884号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
句報 TEL 03(3262)2309  
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報



【右写真】安倍総理があいさつ 【左写真】左側が地方六団体会長



## 地方の立場を政府側に説明

### 協議の場、総務相会合、有識者会議ヒアで

佐藤祐文・本体会長（横浜市議会議長）ら地方六団体の代表は、10月11日に開催された「国と地方の協議の場」「地方公務員給与に関する地方六団体との意見交換会」のほか、16日に開催された「地方分権改革有識者会議ヒアリング」に出席した。六団体側は協議の場に共同声明を提出したほか、公務員給与との関係では地方交付税を国の政策誘導に用いたことへの異議、地域経済への影響などを訴えた。

▼2・3面に共同声明全文、4面に公務員給与とヒアリング

### 国と地方の協議の場

総理官邸で、今年度2回目の国と地方の協議の場が開催された。協議の場では、安倍総理ら関係閣僚の出席のもと▽2020年オリンピック・パラリンピック東京大会▽26年度予算概算要求等▽地方分権改革の推進▽社会保障制度改革の4項目を国・地方間で協議した。それぞれの項目については地方側が、六団体連名で共同声明を提出した。

会議冒頭、安倍総理は「地方の元気がなくして国の元気はない」と言及。地方からの要望項目の1つである「地方分権改革の推進」に触れ、「一連の地方分権改革のうち、残

された課題である『国から地方への権限移譲等』は私の内閣において着実に実現させていきたいと考えております」と決意を述べた。

### 公務員給与と意見交換

国と地方の協議の場開催に先駆け総務省内で開催された「地方公務員給与に関する意見交換会」では、新藤義孝・大臣ら総務省幹部は終始、六団体側の意見を受け止める姿勢に徹した。

### 地方分権有識者会議ヒア

六団体側からは「民間に対して給与の引き上げを要請して

いるが（地方公務員給与を引き下げていくため）相手にされない」「給与削減がデフレ脱却の足を引っ張っている」などの意見が、矢継ぎ早に飛び出した。また、今回の給与削減要請は臨時的・例外的なものとし、地方交付税を利用して政策誘導する今回のような手法は二度と実施しないよう要請した。このほか「ラスパイレズ指数」のあり方についても意見を交わした。

### 本会が市議の属性調査とめる

本会は10月10日付で「市議会議員の属性に関する調べ」を公表した。▼次号に詳細調査は8月時点の東京23区を含む全812市を対象に、全市議1万9966人の①年齢構成②在職年数③兼業状況④所属党派⑤事務局職員数を集計した。市議の内訳は、

男性が1万7272人、女性が2694人。平均年齢は58.7歳で、職業は「その他」の2999人を除き多い順に、36.4%の7273人が「議員専業」、次いで「農業・林業」が14.5%の2893人と続く。この2職種で全体の50.9%を占めた。所属党派の最多は「無所属」で60.5%の1万2084人。

# 1面から 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会

東京オリンピックが昭和39年に開催されたが、これは日本にとって戦後復興を成し遂げたことを世界に示した大会であった。

この度、オリンピック・パラリンピックを再び日本で開催することとなったが、国民に希望を与え、東日本大震災からの復興のシンボルとなるとともに、力強く復興した我が国の姿を世界に示し、世界中から寄せられた支援に対する謝意を表す好機となるものである。

この競技大会を、日本の素晴らしさを世界にアピールする絶好の機会と捉えて、日本文化の積極的な発信による観光振興、地域活性化や日本再興の起爆剤として、オールジ

## 1面から 平成26年度予算概算要求等

いわゆるアベノミクスにより我が国経済に明るい兆しが見られるが、その効果はまだ一部の大企業・大都市にとどまり、未だ地域経済が活力を取り戻すには至っていない状況にある。

消費税率の引上げによる景

気の下振れリスクを回避しつつ、アベノミクスにより向上させた景気回復への足取りを一層確かなものとし、その効果を地域の隅々にまで行きわたらせることこそ、現下の喫緊の課題である。

こうした課題に対応するためには、新たに策定するべきとした5兆円規模の経済対策とその他の補正予算、さらには来年度当初予算に向けた取組みを速やかに進めなければならない。その上で、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組んで行かなければならない。

今後各地域に設置される「地方産業競争力協議会」における成果も活かし、国と地方が日本経済・地域経済再生に向け一丸となって取り組んでいくことが必要である。地方一般財源・地方交付税の総額確保

地方が国と連携して地域経済を支えるためには、地方税財源の確保が必要不可欠である。更には、福祉・医療、介護、安全安心、防災・減災など住民生活に欠かせない行政サービスの基盤となる安定的な地方税財源の確保がなければ、地域社会は安定せず、地域間格差が拡大することになる。こうした観点から、以下の事項に留意することが必要である。

○地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。

○特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大するおそれがある中、地方交付税の持つ財源保障機能、財源調整機能はますます重要であり、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するなど、その総額を確保すること。

○累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

○平成25年度の地方公務員給与削減要請は、臨時的・例外的な措置であり、地域経済再生に向けた取組みを国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費費折れを回避しなければならないとの観点からも、平成26年度以降二度とあってはならないこと。

○国土強靱化や地域の成長につながる社会資本整備・老朽化対策などの公共事業を追加する際には、地方公共団体の円滑な事業実施が可能となるよう新たな交付金制度を創設すること。

○地域活性化のための農業の6次産業化や農林水産公共事業の着実な実施など、農林漁業・農山漁村の再生に必要な地方財源を確保すること。

○東日本大震災からの早期復興及び原発事故への対策に必要な予算の確保・充実に必要となる、防災・減災等のための事業について、緊急防災・減災事業費も含め、必要な総額を確保すること。

○地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

○投資減税や法人実効税率引下げの議論を行う場合には、必要な地方税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

○自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を十分踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべきである。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税を廃止すべきではない。

○固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

○ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保すること。

○消費税率の引上げに伴い実施される簡素な給付措置について、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示し、地方の意見を十分に踏まえて制度設計を行うこと。また、その実施に要する費用については、事務費を含めて全額を国において負担すること。

○社会保障・税番号制度創設に伴い必要となるシステムの導入及び改修等に要する経費

については、全額を国において措置すること。

### 基金事業の継続実施等

平成21年度に創設された緊急雇用創出臨時特例基金は、地域の雇用創出や人づくりに大きな役割を果たしてきた。アベノミクスの効果が一部の地域、分野にとどまる中、こうした基金が廃止となれば、ようやく見え始めた雇用回復の兆しが潰え、地域間の雇用格差が拡大してしまうおそれがある。

こうした実情を踏まえ、緊急雇用創出臨時特例基金はも

## 1面から 地方分権改革の推進

政府は、地方分権改革推進本部において「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」を決定した。地方分権改革推進委員会の勧告以降、実行に移されていなかった国から地方への事務・権限の移譲が一步前進したものと評価する。

今後、元気な地域づくりのために、地方の自由度が高まるよう、下記の見直しに取り組むこと。

事務・権限の移譲について  
地方への事務・権限の移譲

とより、森林整備加速化・林業再生基金などについても、基金事業の進捗等に応じ基金の増額や期限の延長をするともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを図るべきである。

あわせて、地方が地域経済再生の核となる人づくりや女性の活躍促進、少子化対策を地域のニーズに応じて的確に講じることができるよう、「人づくり」のための基金を新たに創設すべきである。

をさらに進めるべきである。

特に、「当面の方針」で地方に移譲する方向とされた事務・権限については、本年中に予定されている見直し方針決定に向けて、具体的な検討と調整を着実に進めるとともに、農地転用や中小企業支援など、引き続き検討・調整を要するとされた事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、積極的に移譲を進めること。

義務付け・枠付けの見直しについて  
義務付け・枠付けについて

義務付け・枠付けについて

は、累次にわたり一括法による見直しが行われてきたが、いまだ「従うべき基準」が多数あり、地方の自由度が高まっていない。例えば、民間保育所においては3歳未満の児童に対する給食の外部搬入は認められていない。「従うべき基準」は、真に必要な場合に限定すること。

また、都市計画区域マスタープランの策定には農林水産大臣への協議が必要となつて

## 1面から 社会保障制度改革

今臨時国会への社会保障制度改革推進に関するプログラム法案の提出が予定されるが、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方の理解を得たものについて法制化等の措置を講ずることが必要である。

国・地方とも厳しい財政状況の中、税と社会保障の一体改革を着実に推進することが重要であり、社会保障制度の基本的な制度設計と必要となる財源の確保は国がしっかりと責任を果たす一方、地方が地域住民のニーズを踏まえたきめ細かなサービスを提供することができるよう、持続可能で質の高い社会保障制度を

確立していくことが重要である。

いるほか、市町村が定める農用地利用計画の策定においても都道府県知事への協議、同意が必要となっているなど、多くの労力と時間が費やされ、地方が地域経済の状況に応じて迅速な対応ができないなど、地域ニーズに的確に答えられていない状況が生じている。国・地方を通じた行政の効率化・簡素化のために

も、国の関与の見直しを引き続き確実に進めること。

確立していくことが重要である。

国民健康保険制度について  
・平成25年8月21日に閣議決定された「法制上の措置の骨子」においては、「国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営業務について、財政運営を

開始として都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担する」とし、そのために必要な措置を講ずるとされている。

・今後、政府においては、こ

の方針を踏まえて検討が進められるものと考えられるが、その際には、以下の点の実現が必要である。

・国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すること。  
・社会保障・税一体改革時に2200億円の公費投入と合わせ、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること。

・都道府県と市町村との適切な役割分担などについては、地方と十分協議を行い、その意見を反映させること。

医療提供体制等について  
・地域の保健医療政策に大きな責任を担っている都道府県が主体的に医療提供体制を構築し、地域に必要な医療を確保していくため、地域医療ビジョンの策定、病床の機能分化等について、都道府県に実効性のある権限や財源を付与し、関係団体の協力を得ながら推進するべきである。

介護保険制度について  
・要支援者への支援の見直しについては、地域の実情を踏まえ、市町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう制度設計を

行うこと。また、将来の介護給付を抑制するため必要な介護予防については、見直し後も、十分な財源を確保すること。

・介護サービスの効率化・重点化等を検討するに当たっては、国の責任において、国民の理解が得られる合理的な制度とするともに、地方に新たな財政負担や、過大な事務負担が生じないよう見直すべきである。

少子化対策について  
・近い将来、国家的な危機を招きかねない少子化の進行に歯止めをかけることは待たなしの国家的課題である。少子化社会対策会議において決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に早急に取り組み、特に、「待機児童解消加速化プラン」の推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図るための財源の確保等が重要である。

・少子化対策を国策の中心に据えて直ちに取組むとともに、地方が地域の実情に合った幅広い取組を迅速に講じることができるよう必要な支援を図るべきである。  
※以上4本＝1面掲載の国と地方の協議の場で地方六団体が政府へ提出した共同声明。

# 地方公務員給与で 総務相と意見交換

地方六団体

10月11日に総務省内で開催された意見交換会では、地方側から本会会長の佐藤祐文・横浜市議会議長ら地方六団体



本会の佐藤祐文・会長

の代表が、政府側から新藤義孝・総務相らが出席した。当日の議題は「地方公務員給与」について。地方側は「昨年7月からの地方公務員給与削減要請は臨時的・例外的な措置」であり、二度とこのような措置を実施しないよう強く要望した。

▼1面に概要  
要望に対し、新藤・総務相は「地域経済への影響は重く受け止める」としつつ、来年度以降は「今回の措置を、そのままの形で二度と行わない。そう国会で答弁してい

新藤義孝・総務相



る」と述べた。そのうえで「地方公務員給与に関しては地方の意見を聞きながらしっかりと取り組みたい」とした。また、新藤・総務相は「ラスパイルズ指数」についても言及。ラスパイルズ指数は国家公務員の給与水準を100

とした場合の地方公務員の給与水準を示す。昨年より、国は地方公務員給与を国家公務員給与と並みに削減するよう要請していたが、その際の地方公務員給与の実態を捉える目

## 地方分権改革の総括・展望で 佐藤会長が有識者ヒアに参加



「提供」内閣府地方分権改革推進室

安として用いられた。しかしラスパイルズ指数に関しては▽給与外の地域手当など諸手当が算定対象外▽国は指定職を算定に含んでいない一などの差異を内包してお

り、給与実態を適切に反映しているとは言い難い。新藤・総務相は「ラスパイルズ指数のあり方も今後、地方と議論していきたい」と述べた。

地方分権改革有識者会議のヒアリングが10月16日に内閣府で開かれ、本会会長の佐藤祐文・横浜市議会議長ら地方六団体の代表が出席。会議では地方分権改革の総括と展望について各団体の代表者らが意見を述べた。▼1面に概要

一定の節目を迎えた本年、地方分権改革有識者会議は六団体の意見を参考としつつ、成果や課題について年末に中間とりまとめを行う予定。

## 議会人事

- ▼議長 村上 茂(9・4)
- ▼交野 三浦美代子(9・4)
- ▼北見 沢合正行(9・5)
- ▼須賀川 市村喜雄(9・5)
- ▼大竹 寺岡公章(9・5)
- ▼盛岡 金沢陽介(9・6)
- ▼塩竈 佐藤英治(9・6)
- ▼勝山 倉田源石(9・6)
- ▼柏 田中 晋(9・6)
- ▼高砂 生嶋洋一(9・10)
- ▼八代 清水千明(9・18)
- ▼副議長 橋本幸一(9・20)
- ▼交野 神倉寛明(9・4)
- ▼須賀川 坂本 颯(9・4)
- ▼大竹 鈴木正勝(9・5)
- ▼小矢部 藤本雅明(9・5)
- ▼大竹 上野克己(9・5)
- ▼盛岡 大畑正二(9・6)
- ▼塩竈 曾我ミヨ(9・6)
- ▼勝山 帰山寿憲(9・6)

- ▼根室 田塚不二男(9・18)
- ▼宇和島 小清水千明(9・18)
- ▼釜石 小島晃治(9・6)
- ▼多賀城 平野弘之(9・9)
- ▼高砂 金野次男(9・10)
- ▼根室 西野 勝(9・10)
- ▼宇和島 小沼ゆみ(9・18)
- ▼八代 福島朗伯(9・18)
- ▼八代 田中 安(9・20)

## 台風26号で災害救助法

大型で強い勢力の台風26号は、東・北日本の太平洋側を中心に甚大な被害をもたらした。

内閣府公表の被害状況(第12報)10月21日午前10時00分現在)によれば、今回の台風による死者数は全国で30名に及び、行方不明者数も23名に達した。負傷者数は101名に及ぶ。住宅被害も深刻で、全壊や半壊、一部損壊などの合計数は3750件にも至った。住宅に多数の被害が生じたとして千葉県では茂原市に対し、10月16日付で災害救助法の適用を決定した。

## EROPA総会が18年ぶりに日本で開催

本会をはじめとする地方六団体などが後援しEROPA(東京(立川)総会が10月14日から19日)にかけ、総務省自治大学校とフォレスト・イン昭和館で開催された。

総会当日は国内外の行政研究者、行政官等を中心に約400人が出席。「行政の質の強化」行政、統治能力、ガバナンス」をテーマに自治体関係者らが講演を行った。